

第25回 内閣府独立行政法人評価委員会 国民生活センター分科会

- 1 日 時：平成22年8月9日（月） 14：01～16：57
- 2 場 所：内閣府消費者委員会大会議室1
- 3 出席委員：山本分科会長、伊集院分科会長代理、大河内委員、大森委員、長岡委員
- 4 議事次第：
 1. 開会
 2. 議題
 - (1) 平成21年度における財務諸表について
 - (2) 平成21年度における業務実績の評価について
 - ①項目別評価表について
 - ②総合評価表について
 - (3) その他
 3. 閉会

<配布資料>

- 資料1 : 平成21事業年度財務諸表
- 資料2-1 : 独立行政法人国民生活センター平成21年度における業務実績の項目別評価表（案）
- 資料2-2 : 独立行政法人国民生活センターの平成21年度における業務実績の総合評価表（案）
- 別紙1 ; 「平成21年度業務実績評価の具体的取組について（政独委）」に関する実績等について
- 別紙2 ; 平成20年度業務実績に対する政独委二次における指摘事項に関する実績等
- 資料3 : 独立行政法人評価委員会及び分科会の開催予定

参考資料1 : 関係規定

参考資料2 : 業務の実績に関する評価基準

午後2時01分 開会

○山本分科会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから内閣府独立行政法人評価委員会第25回国民生活センター分科会を開催いたします。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の分科会は、内閣府独立行政法人評価委員会令第6条の定足数の要件を満たしていることを、まず最初に確認させていただきます。

それでは、事務局から本日の配付資料についてご説明をお願いします。

○課長補佐（調整担当） それでは、資料番号順に確認させていただきます。

資料1は、平成21事業年度財務諸表となっております。

次に、資料2-1といたしまして、独立行政法人国民生活センター平成21事業年度業務実績の項目別評価表（案）となっております。

次に、資料2-2としまして、これには別紙1、別紙2も一緒に綴じておりまして、右下にページを付しております。資料2-2として、独立行政法人国民生活センターの平成21事業年度における業務実績の総合評価表（案）となっております。次に、ページをめくっていただきますと、資料2-2の別紙1としまして、「平成21年度業務実績評価の具体的取組について（政独委）」に関する実績等について」が、資料2-2の6ページの後についております。別紙1が5ページほどありまして、その次に、別紙2として、「平成20年度業務実績に対する政独委二次における指摘事項に関する実績等」として4ページほどの資料がついております。

次に、資料3としまして、内閣府独立行政法人評価委員会、国民生活センター分科会の今後の予定案がついております。

次に、参考資料として、参考資料1として関係規定、参考資料2として、独立行政法人国民生活センターの各事業年度の業務の実績に関する評価基準を一括して綴じております。

マイクシステムですが、先日もお使いいただきましたように、ご発言の際にはトークを押していただいて、終わったらもう一度押していただくと動作が終了いたします。

以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

何か資料の不足がありましたらお申し出いただきたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、本日の進行でございますが、全体的な流れを最初にご説明いたします。

議事次第に示されております最初の議題である財務諸表に関しましては、前回の分科会でもご確認いただきましたが、この問題のエキスパートである長岡委員からご報告、ご意見をいただきまして、その上でご審議をしていただきます。

次の議題である業務実績の評価につきましては、お配りしております平成21年度における業務実績の項目別評価表に委員の皆様から寄せられた個別意見および評価を記入しておりますので、それをもとに各項目ごとの分科会としての評価を本日確定していただきたい

と思います。

次に、平成21年度における業務実績の総合評価表ですが、これは委員の皆様から寄せられました個別意見、さらに全体的な記述の不足がないような形で付加文言をつけたものを議論のたたき台として作成いたしました。お手元に資料の1、2が配付されていると思いますので、この案に基づきましてご審議をいただきたいと思います。

なお、本日の分科会は公開ですが、国民生活センターの実績の評価について議論をいたしますので、評価の対象者である国民生活センター役職員には別室にて待機をしていただき、委員からのご質問等に対応する際に入室していただくことにしたいと存じます。

例年どおりということではありますが、以上のような流れ、進め方でよろしいでしょうか。まず、その点ご確認いただきたいと思います。

どうもありがとうございます。そのようにさせていただきます。

それでは、第1の議題である財務諸表につきまして審議をいたします。

独立行政法人通則法第38条3項により、主務大臣は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。先ほど申しましたように、前回の分科会において長岡委員にご検討をお願いしておりました。そこで、まず長岡委員からご報告ないしコメントをお願いしたいと思います。どうぞよろしく願います。

○長岡委員 財務諸表に関してですけれども、事前にヒアリングをさせていただきまして、その結果を踏まえて、また実績報告書に添付してあります財務の状況に関する資料、そちらのほうも拝見いたしまして予算との比較分析、及び前年同期比の比較分析等も行いまして、特に問題はございませんでした。

以上です。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、さらにほかの委員からもご意見等ございましたら、ご発言願います。

財務諸表につきましては特段のご意見、ご質問はないということでよろしゅうございますでしょうか。

そういたしましたら、当分科会としては、財務諸表については意見なしとさせていただきます。

続きまして、議題（2）の平成21年度における業務実績の評価に移らせていただきます。

これにつきましても、独立行政法人通則法第32条において、独立行政法人は、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならないとされております。当該法令に基づく作業をこれから行っていただくことになります。

まず、①の項目別評価表に基づきまして評価をいたします。

評価項目が、多数にわたりますので、基本的に委員各位の評価が同じ項目は確認を中心に作業を進めさせていただき、委員各位の評価が分かれた項目を中心に意見交換、ご審議をお願いしたいというふうに思います。

それでは、順次進めてまいりたいと思います。

資料2-1の項目別評価表の案をごらんいただきますと、委員各位の意見が分かれた項目につきましては、やや薄いブルーの網かけの形でわかりやすく示されております。

評価表案の1ページの「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」として多数の項目が上がっております。ここについては、委員の皆様の評価はすべてAということですので、分科会評価としても、指標、項目ともAということになるかと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

では、そのように分科会評価を確定させていただきます。

続きまして、項目別評価表の2ページ目ではありますが、こちらは「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」ということで、2ページ以降多数の項目が上がっております。

ここもかなりの項目は委員の皆様の意見は一致してAということですが、前回も若干議論がありました「事故情報データベース」関係に関する若干の項目について委員の意見が分かれております。そこで、そのあたりを中心にご審議をいただきたいと思います。

まず最初の網かけの部分ではありますが、「「事故情報データベース」に入力された情報は、事故の未然防止・拡大防止を図るため、消費者への情報提供に活用する。」という評価項目に関する部分であります。

これにつきましては、1人の委員がBをつけておられて、あとはAということですが、これは例年もそうですけれども、その評価理由などをお述べいただいて相互に意見交換をし、コンセンサスが得られれば、それを分科会評価とし、引き続き意見が分かれる場合については、これはしようがないので、多数意見をもって分科会評価とするという形で進めることになろうかと思っております。

最初に、Bと述べたA委員ということではありますが、これは私ですので、私から、なぜBをつけたかということをご説明させていただきます。

事故情報データベースは、昨年の夏の分科会あるいは評価委員会でも一部取り上げられました。それ以前からももちろん中期目標、中期計画に入っていたわけですが、昨年の夏に中期目標、中期計画に変更が加えられまして、若干の文言の追記がなされたところあります。

これは新聞などでも報道されておりましたように、当初は平成21年度中の秋ぐらいにはスタートをする。スタートというのは、事故情報データベースを実際に動かして消費者への情報提供をするという計画だったらしく、恐らくこの計画もそのような前提で消費者への情報提供に活用するという文言が記載されたものかと理解されます。しかしながら、実際には21年度中には情報提供開始までには至らず、平成22年4月1日に供用開始となった。したがって、これは評価基準、本日の参考資料2に載っておりますが、分科会委員の協議により評価される評価項目の場合、これがA、B、C、Dのどれに当たるかと考えた場合に、私は非常に迷いました。やや満足のいかない実施状況ということであればCになる。

ほぼ満足のいく実施状況であるということであればBであるということに迷いましたけれども、次年度初日には何とかスタートにこぎつけたということで、やや甘いかもしれませんが、ほぼ満足のいく実施状況ということでBとしたということでもあります。

以上が私の意見なんですが、ほかの委員の皆様の見解もいただきたいと思っております。

○大森委員 これは年度を超えたというのがやや問題だという評価になるのでしょうか。21年度で計画が達成されたかどうかということが評価の内容なので、今のご意見は、そこが一番問題だという……

○山本分科会長 そうですね。ここの項目は、実績のところにも示されていますように、まず関係機関同士でデータの共用化を図らなきゃいけない。その際に、それぞれのデータベースの基礎になっているソフトの突き合わせというようなことも含めて、共用化を図る。それを早期に行って、消費者庁ができて早々にはこれをスタートさせるという一つの目玉商品であったけれども、それが実際には半年ずれ込んで4月、翌年度スタートということになったということで、相互の情報共有とかいろいろな技術的な課題のクリアは進めて、それは確かに何とか年度内に実施したけれども、消費者への情報提供に活用するという計画なのに、それはできていない。だから、これはAではないのではないかとというのが私の意見です。

大河内委員。

○大河内委員 前回でも山本委員長さんがおっしゃっていらっしゃいましたよね、ここのところを。私もこれを読むと、実際にはできていなかったのだから、Aじゃないんじゃないかとは思いました。ただ、これは前提のところなんですけれども、もともとこれを21年度にスタートさせるという計画自体に大変な無理があつて、こんなことうたっちゃっていいのかなというようなところがあつて、しかも、データの調整なんかは考えるよりもずっと大変なことらしいんですよ。ですから、仕方がなかったのかなというような意味合いを込めてAでいいのかしらとか思ってたので、実際のこの計画に沿って考えれば、やはり達成はできていなかったということにはなると思いました。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。

ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

○伊集院分科会長代理 確かに21年度中に達成させるための計画としては無理があつたというふうに私も思います。ただ、その方向に向かって活用の提供、情報提供の活用まではいっていない、活用を始めたところ、それなりの実績があつたということなら間違いなくAではあるんですが、共有化を開始し、そして4月1日からその方向性に向かって準備ができましたということの評価するとすればAかな。だから、ちょっと甘いAかもしれないというふうに思います。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

ほかの委員の皆様、いかがでしょう。

○大森委員 僕変えたい、Bに変えたい。やはりお話を伺っていると。

○山本分科会長 そうしますと、キャスティングボードを握られたのは長岡委員ということになるんですが、いかがでしょうか。計画は国民生活センターが立てているわけですね。ちょっと厳しい言い方になるかもしれませんが。国民生活センターが計画を立てられた。そして、実施できていない。確かに、いろいろな経緯はあると思います。しかし、我々はこの仕事に外部委員として携わっているわけですけれども、私たちの評価が仮に第三者にチェックされるという場面があったと仮定して、なぜAですとかというふうに言われたときに、私はAとつける理由は見つからなかったということです。それでBにさせていただいたんですけれども、そのあたりも含めてご判断いただければと思うんですが。

○長岡委員 私がAとしたのも、一応消費者への情報提供をするための準備が整ったんだからという意味で、確かに甘いAにしてしまったんですが、その準備を整えるというところまで21年度中にやるというのであれば、最初から計画にここまでを書くのであればよかったのであって、確かに書いたからには活用するということに対する評価とすると、したかしないかと言われれば、やはりしていないので、残念ながらBにせざるを得ないのかなという気がします。

○山本分科会長 一応皆様のご意見を伺いましたが、僅差で一応Bの委員の方が3人になりました。さらにAの委員の方から、さらに、こういう理由があるではないかというご指摘があればさらに承りたいと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

消費者への情報提供に活用するという部分は、昨年8月にわざわざ中期計画を変えたところなんです。わざわざそこまでやると計画変更しているのに、そこができていないということでもありますので、僅差ではありますが、多数のBの方で当分科会の評価とさせていただきたいと思います。これは、次の項目にもかかわりますけれども、計画の立て方の問題ともかかわる問題かと思いますが、とりあえず評価基準に照らしますとBが相当ではないかというのが多数意見ですので、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、やはり同じページの一番最後の項目、「事故情報データベース」の構築に併せ、「消費者トラブルメール箱」の運用について見直しを行う。」この項目もブルーの網かけがされております。

こちらにつきましては、お二人の委員がB評価、お二人の委員がA評価、お一人の委員はクエスチョンマークというふうになってございます。そこで、この点につきましても、各委員の評価理由等につきましてご意見をお述べいただきたいと思います。

まず、個別の理由についてはお申し出いただかなかったのでそこに記載されておませんが、C委員がB評価をされてございます。そこで、口頭で少し評価理由についてお述べいただけますでしょうか。これは匿名というのが前提かもしれないけれども、例年これはもうオープンにやっておりますので、もしお差し支えなければ、この評価理由をお述べいただきたいと思いますというふうに思います。

C委員はどなたでしょうか。

○大河内委員 私でしょうか。私、これBにしたような。

○山本分科会長 じゃ、多分そうです。

○大河内委員 この理由のところA委員が書いていらっしゃるのとおり、同じ意見なんですけれども、「見直しを行う」という項目であるにもかかわらず、実績のところそういう回答でない文言が書いてあって、それだとどうしてもA評価ってやっぱりおかしいかなと思ったというだけのことなんですけど。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。

あともう一人のB評価はA委員ということで、これは私でございますが、これは前回、法人のほうにもちょっとご説明をいただきまして回答がありましたように、事故情報データベースのほうが当初の構想と少し変化しまして、消費者からの直接の情報書き込みは受けないということになりました。したがって、計画は消費者トラブルメール箱と事故情報データベースという消費者からの通報を受けるデータベースが2つできることになるので、その調整をどうするかということでこの見直しという項目が設定されたわけなんですけれども、事故情報データベースのほうがそれを受けないということになったので、はしごが外された格好になって、こちらの実績のほうもこのような書きぶりにならざるを得なかったということかと思えます。

消費者からの直接の情報書き込みを受けて、それは事実確認もとれていないという状況なので、それをそのまま公表するという点については当然問題もありますので、その点が簡単なことではないということについてはよくわかります。これも新聞などで報道されておりますように、そのような考慮があつて今回そこまでは踏み込んでいないということです。それは政策の問題として、私としてはそのこと自体をマイナス評価すべきではないと思うんですけれども、法人みずからが立てた計画を実施したかという観点から評価しますと、やはり評価基準に照らして、Aの満足のいく実施状況ということにはならないのではないかと。したがって、ほぼ満足のいく実施状況とすべきではないが。これも実は、それ自体について説明しろという非常に難しいんですが、大体従来の流れからいうと、C、Dというのは内閣府の独立行政法人評価においては余りつかない、かなり低い評価という従来の経緯もあるので、CとかDとするのはちょっと躊躇が感じられて、そういうことからBが相当ではないかというふうに判断いたしました。これが私の評価理由です。

さらに、ほかの委員の皆さんからのご意見をお聞かせいただきたいと思えます。

○大森委員 クエスチョン僕だったと思う、多分。

私も見直しに書いてある記述内容とこういうふうの実施したということの内容のつながりがいまいよくわからなくて、ご説明を受けたんだけど、依然としてよくわからなくて、これはだから、ほかの先生方と一緒に議論した上で判断すべき内容なんじゃないか。余り自信なくて、評価しないほうがいいかなと思って、無責任だったと思えますけれども、クエスチョンマークをつけました。

それから、厳格に言うと、今、会長おっしゃっているような話になるんですけども、そういうふうに理解していいのかどうか、この実施状況の文章が。それでちょっと悩んでこういうふうになりました。

○山本分科会長 そうしますと、今の意見交換を踏まえてさらに具体的にはこのように評価するという、そういうご意見はございますか。それとも、もう少しお考えになられますか。

○大森委員 Aをつけた方は、どうしてAなのかと一言伺って、それで態度を決めたい。すみません。

○山本分科会長 それでは、ほかの委員の皆様からご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○長岡委員 私はAをつけたんですけども、確かに、ここに書かれていることだけを見ると、評価項目と実績と文言が整合していないというふうに感じられたのですが、法人の方から説明を受けて、その状況の中でこういう文章を知ったというか、そういう状況の中でこういう対処したということでAにしてしまったんですけども、先ほどの問題とも同じなんですけど、やはり評価項目に対する、それに対する評価としては、その計画に対する評価としてはAにしたのは甘かったという気がします。

○山本分科会長 ほかに、さらにご発言がございますか。

○伊集院分科会長代理 同じように私もAと判断したんですけども、たった1行の検討を行っただけで判断するのもややちょっとあいまいな部分もあったんですけども、基本的には、この検討を行ったという、前回この説明をさらにこれに加味していただいたときに納得したと自分では思ったものですから、検討を行って適宜それなりの対応をしたんだというふうにとらえたものなので、Aというふうにいたしました。

ただ、どうなんでしょうか、この文章、文言だけで実績としてはAとはできないというとらえ方もあるわけですから、そこのところは判断がやはり分かれるのは当然かなというのは、お話を伺いながら同意したんですけども、そうですね、網かけの2つ目も、やはりちょっとあいまいな部分がありますので、多数決といいましょうか、Bに近いAというふうなことでとらえていただければというふうに思います。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

ひと当たり皆様のご意見を伺いました。さらにご発言はございますでしょうか。今までのご発言を受けて、さらに委員の皆様からご発言はございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

○大森委員 恐縮ですけども、もう一度すみませんけど、ここ、もしお時間が許せば、法人のほうからもう一回聞けますかね。

○山本分科会長 何を質問されますか。

○大森委員 このの、この前お聞きしたこと以上のことがあれば伺いたいですけれども、実施状況の内容というか、どうして自己評価がAだったのかということを積極的にもう一

度伺えればと思ひまして。

○山本分科会長 わかりました。じゃ、法人の責任者の方にお入りいただけますか。

(国民生活センター説明者 入室)

○山本分科会長 どうもご苦労さまです。

ただいま項目別評価表に基づいて評価の審議をいたしておりましたところ、前回もちょっと議論というか話題になりました事故情報データバンクと消費者トラブルメール箱との関係についての項目について、もう少し法人のほうに状況を聞きたいというご意見がありまして入っていただきました。

具体的には、「事故情報データバンク」の構築に併せ、「消費者トラブルメール箱」の運用について見直しを行う。」という評価項目について、法人のほうがまとめられた実績に照らして、なぜAという評価をされたのか、この点についてもう一回確認させていただきたいということがございます。前回伺ったところではございますが、少し敷衍してご説明いただけますでしょうか。

○国民生活センター 事故情報データバンクにつきましては、恐らくお問い合わせの趣旨は、消費者が書き込み機能をどういうふうに使っているかというポイントかと思つて、その観点でお答えしてよろしいでしょうか。

インフラ的には、事故情報データバンクは、消費者からも、いわゆる双方向で書き込めるようにコンピュータ上のプログラミングはなされております。これは、消費者庁と連携をとりつつ進めてきた事業でございまして、いわゆる今21年度につきましては、9のデータベース、すなわち国民生活センター、それから法テラス、厚労省、農林水産省、それから消費生活製品安全法を司る消費者庁、経産、農水、それからN I T E、それから国交省、それから国土技術整備総合研究所というところのデータベースが入ってございますけれども、そのような中で、いわゆる国民が自由に書き込むレベルと、これらの9のデータベースから出てくる情報がレベル感の違いがあるんじゃないかというご指摘を消費者庁のほうからいただきまして、それを書き込みのところは機能としては、実装しているものを使わず、国センのトラブルメール箱という書き込みのいわゆるポータルがあるわけですけれども、そちらを当面残そうということでバランスをとったという事業の推進の仕方をしておりました。

すみません、お答えになっておりますでしょうか。

○山本分科会長 委員の皆様、さらにこの件につきましてご質問等ございますでしょうか。

○大森委員 消費者トラブルメール箱で書き込みのようにおっしゃられているわけね、消費者の側から。それはその事故情報の登録について検討したってどういうこと、そこがよくわからない。

○国民生活センター 今、理事がご説明申しましたように、消費者庁の事故情報データバンクは、もともとは国民からの書き込みをやってもらうということになっていたんです。一方、私どもの消費者トラブルメール箱は、それよりはるかに以前からやっておりまして、

その書き込みの中には事故情報も書いてありますし、入ってくることもありますし、取引も入っています。事故情報データバンクで国民からの書き込みが始まりますと、消費者トラブルメール箱と二重に書き込まれることとなりますので、それが動きだすときに、消費者トラブルメール箱の書き込みのあり方をそこで検討しよう、ある程度結論めいたことを先に申し上げれば、いわゆる取引専用の書き込みにして、製品事故については事故情報データバンクのほうに全部書き込んでもらうように、そういうふうに入り口でわけましょうという議論をしておったんです。ところが、今理事から説明がありましたように、消費者庁のほうが、国民からの書き込みを事故情報データバンクにさせることについてはもう少し検討が必要だということで、機能としては既に実装されているんですけども、その運用に入らなかったという実態があるわけです。実は、この年度計画を立てたときには、事故情報データバンクに国民からの書き込みがされることを想定していたときに計画したものですから、本来は、書き込みが延期されることになったときにあわせて見直しを行うべきだったんですけども、結局それができなかったのも、もし仮に書き込みを行う場合は、そういうふうになったときにはどうしようかということの検討を行うにとどめたということでございます。先ほど申しましたように、多分こういうふうな形にしようということの中では議論はしておったということになります。

○山本分科会長 ほかに法人に対してご質問はございますか。

我々もそのように認識をして今まで議論をしてまいったわけですが、ほかに特にご質問がなければ、法人は一たんまたご退室いただいて審議を進めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、どうもご苦労さまでした。

(国民生活センター説明者 退室)

○山本分科会長 いかがでしょうか。

したがって、先ほども私も触れましたが、この前の議論した項目と同じように、やはり計画の書きぶりや齟齬が生じている。これについて、この分科会の評価基準に照らして満足のいく実施状況という評価に値するかどうか、それとも、ほぼ満足のいく実施状況なのか。今のところC、Dのご意見はないようですので、そのどちらかを判断することになるかと思うんですが、その点はいかがでしょう。今までの法人からの書いていただいたご回答の前の議論の雰囲気では、Aをつけられた委員も若干Bに近いAとか、そういうようなご意見の流れでありましたけれども、法人の回答を踏まえてさらに審議を、あるいはご意見をいただきたいと思えます。

○大森委員 これはやはり消費者庁との関係ですよね、強く。それを問うのは、いかに計画があれだとしても、ちょっときついですよね。もし仮にBとすれば、今のようなことを何か書き添えるということになるんじゃないでしょうかね。

○山本分科会長 ほかにご意見はございますか。

国民生活センターも、消費者問題のプロなので、やれることとやれないことをし

っかり踏まえて計画を立てるということがむしろ今後の課題になるかというような感じもするのですけどね。計画を立てたがよいが、実際には見込みが違ってきてできなかった。それはやむを得ない事情によるのだから、それはA評価だということになるのかどうか、そういうことかと思うんですけど。

○大河内委員 そのとおりですね。

○大森委員 じゃ、私はクエスチョンをBにして、若干書き添える、書き添えていただければ、今のようなことを。

○大河内委員 国民生活センターが悪いわけじゃないと思うんですけども、ただ、この評価項目でやっていくと、やっぱりAではない感じ、達成しましたという言葉では無理があるのかなと思うんですよ。

○山本分科会長 評価は、結果を問うものなのか、それとも具体的な怠りがあったことを問題にするのかという問題で、私も、B評価をつけましたが、諸般の事情によりやむを得なかったということかもしれないと思っています。けれども、結果として計画どおり進まなかったので、再調整が必要になってこのようなことになっている。それについては、ほぼ満足のいく実施状況であるということではないでしょうか。ほぼ満足のいくものであると認めているわけですし、決して非難しているわけではありません。言葉でいうと、Bが一番素直じゃないかと思ったんですが、いかがですかね。

○大森委員 Bにしますので。

○伊集院分科会長代理 よろしいかと思います。

○山本分科会長 では、そのような趣旨だということでBとさせていただき、また総合評価表のほうで今審議したような中身で何らか書き込めるかどうか、後に審議していただきますので、そこでさらにご意見をいただければと思います。どうもありがとうございます。

それでは、2ページにつきましては、2つの網かけ部分につきましては……、これは事務局に伺いたいのですが、この網かけの部分の項目はどこで切れていますか。これはそれぞれ項目でも、単独で切れているという理解でよろしいですかね。

○課長補佐（調整担当） 2ページと3ページの間ということでしょうか。

○山本分科会長 と申しますか、この2ページについて、各委員のA評価のところは指標はAですね。網かけの部分はBだけれども、ほかはすべて指標はA評価、これはいいと思います。問題は、項目ですけれども、この項目は指標と全く同じではなくて、どこかまとまっている部分がありますよね。

○課長補佐（調整担当） はい。

○山本分科会長 ここの、今、特にB評価になったところで、A評価とかぶっているというところがありますか。

○課長補佐（調整担当） ないです。

○山本分科会長 ないですか。では、単純です。そうしましたら、B評価をしたところの

項目はやはりB、そしてA評価で2つまとまっているところが、消費者トラブルメール箱の運用の最初の丸ポツ、これは2つの指標で項目が1つにまとめられておりますが、これは指標がいずれもA評価ですから、これは当然項目もA評価になる、そういう取りまとめでよろしゅうございますでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

続きまして、3ページにまいります。

3ページの最初の項目の「調査研究」なんですけれども、これにつきましては、お二人の委員がB評価、3名の委員がA評価とされておられます。これについても、意見交換しながら分科会の評価を決めていきたいと思いますが、最初に、私も実はB評価をさせていただきました。これは、前回の審議の中で、これはたまたまですが、前年度の評価とほとんど変わらない文言で実績が記載されているように思われましたので、それはどうなのですかということを質問させていただきましたが、そこで、いや、そうではなくて、都道府県に対する調査をした。これが全国でも初めての試みであるから、今年は新しいことをやったんだというご回答でした。

これは従来、調査研究につきましては、旧中期計画の時代には、法人のほうで第三者委員会を立てておられて、そこでテーマ設定だとか研究内容であるとか研究成果の活用について、それぞれ点数で、第三者委員会の評価とを示していただいて、私たちもそれに従って評価をしてきたわけですけれども、今度の新中期計画ではそういうものがなくなったので、私たちが場合によってはじかに見なきゃいけないということにもなりかねないわけですが、なかなかそれは専門的な問題でもあり難しい。

それで、過去の例を見てみましたところ、学童保育サービスに関して3年間調査が行われております。もちろん、放課後の児童の安全や安心を確保するためのサービスの調査は重要だと思うんですけれども、同じ問題を3年もするという点について、やはりテーマ選択としては反省の必要があるんじゃないかという観点から、研究内容とか研究成果の活用につきましては、毎年関係省庁に要望書を提出して、それなりの対応をしていただいているとか、あるいは毎年全く同じことをやっているわけではなくて、調査先が本年度であれば都道府県であるなど変化があるということで、ここについては特に申し上げる内容はないんですけれども、少し偏りがあるのではないかということで私としてはB評価にした、こういうことであります。

ほかの委員の皆様からはいかがでしょうか。

○大森委員 私もこの前、今のような議論をしたとき、即座にBでした、Aではないと思います。少し怠慢という印象でした。怠慢というか、調査の企画をしてきていない。これ自身は僕も重要だと思っておりますけど。

○山本分科会長 3年計画の3年目とおっしゃったけれども、それは確認できません。結果として3年になった。3年計画で、これを1年目はこれ、2年目はこれ、3年目はこれということで計画が立てられているということは、少なくとも法人から提出されている業

務実績報告書には記載されていなかったもので、私の印象としては、今年やったけれども、これは足りなかった。だから、来年これやろうということではないか。あるいは今年調査研究もやらなきゃいけない。何をやろうか。去年あれをやっていた。この点はもう少し調べれば調査研究の形になるかもしれないということであったかもしれない。そこはちょっとはっきりしないんですけれども、3年計画という文言は過去の資料には出ていないんですね。本当にそうだったのかもしれませんが。

○伊集院分科会長代理 3年続いたテーマ、いろいろ重要性といたしましょうか、ポイントをこの辺に持っていきたいというようなテーマ設定の意思があった上でこうなったのか、そこら辺のところを、あるいはほかにもいろいろあった中でこれが一番だということでもたまたま通じたのか、あるいは先生やほかの先生がおっしゃるように、少しその辺の企画というものに対する怠慢というようなお言葉が出ましたけれども、そういった点があったのかどうか、お話を伺っていただくというのはどうでしょうか。

○山本分科会長 そうですか。さらにお入りいただいている伺う前に、さらに何かご発言おありになる委員いらっしゃいますか。

はい、どうぞ。

○大河内委員 意見というほどじゃないんですけれども、3年計画というのがあったと今まで思って、だから、特に3年計画を今年度終わらせたということで同じで、最初から3年間のこうやってこうやってというのがあったというふうに思っていたんです、私たち。しかも、テーマとしてはなかなか言われていても日が当たらないテーマなもので、私が、だから何十年も前からこういう問題について、もっといろいろ研究されたり、それが実際上生かされたりしなきゃいけないところだったとと思っていたので、3年ぐらいみっちりきちんとした調査をやって政策に生かされたらいいのかなというような気持ちだったものですからA評価にしたというところなんですけど。

○山本分科会長 ほかにご発言はございますか。

特にございませんようでしたら、むしろ伊集院委員のほうからご質問いただくという前提でお入りいただけますか。

では、すみません、法人のほうにもう一回。

(国民生活センター説明者 入室)

○山本分科会長 ご苦労さまです。

再びお入りいただきましたのは、さらに項目別評価の調査研究に関しまして委員の中から、もう少し法人のほうに状況を質問したいという要望があったからです。

それでは、委員の皆様から質問していただいて。

○伊集院分科会長代理 学童保育サービスの環境整備に対する調査研究ということで研究会を設けて、3年がたって研究をなさってこられたようですが、テーマとしては大変大切、重要なテーマだと思うんですが、まずどういう研究会であったのか、同じ座長で3年間続けてこられたというのは、それからこのテーマを3年間にわたってずっと続けてこられた

というのは、どういうことなのでしょう。

○国民生活センター お答え申し上げます。

2008年に最初に放課後の子供の生活の場が安心して利用できるためにということで事業を展開しましてご報告申し上げます。その前年度は、国民の動向調査というものをやっております。2008年に、ただいま申し上げます、これは2008年のこういう冊子でございますけれども、こちらを研究し終わった時点で、いわゆる学童保育の場における契約の観点、それから事故が思いのほか多いというところがございまして、2009年度にそれを、何で事故が多いのかというところで、市区町村とその施設について深掘りをすべきだという論議がございました。2009年に、いわゆる引き続きになるわけでございますけれども、求められる放課後の安全な生活空間格差の解消、保険への加入ということで、これ、よろしければ……回覧するような場じゃないのか。いわゆる生活環境とけがと事故の取り扱いというものに市区町村のかかわり方というものについて深掘りしていったわけです。その中で出てきたのが、いわゆる47都道府県の県のレベルがやはり入っていないんじゃないか、ここはやはり深掘りすべきじゃないかという論議がございまして、2010年、今年にかわりばえがないんじゃないかというふうに、もちろんご指摘を受けたわけでございますけれども、都道府県の取り組みに大きな格差があるというところの観点で、都道府県を対象として、いわゆる市区町村と都道府県がいかに連携をしていないか、いかにその問題が学童保育の危険な現場を生んでいるのか、その保険が入れないような状況はどうなっているのか、そこは文科省と厚労省の、いわゆるすき間じゃないかというような論理につながり、環境整備というところに、失礼しました、都道府県がいかに市区町村に入らないと末端の、いわゆる学童クラブの現場に届かないかというところ、それを2010年に報告し、これで完結させたと、結果的に3年計画になったというふうに私は認識してございます。

すみません、ご説明になっておりますでしょうか。

○山本分科会長 伊集院委員、さらにございますか。

○伊集院分科会長代理 3年で今回深掘りの結果としていろいろな事実、いろいろな結果が出てきて、これでおしまいということになんですか。

○国民生活センター はい、今回の3月末日にこれを要望を出してございまして——すみません、28日から日付を、今手元に資料がないんで申しわけございませんけれども、そちらで厚労省にちゃんと聞き届けていただいたというところで、調査研究については1名しか職員配付はできませんが、動向調査のほうに本年度は戻ろうということで、3年で完結させたということでございます。

○伊集院分科会長代理 結果として3年かかったわけですがけれども、その間にいろいろなそのほかのテーマ、取り上げるテーマ、こういうものをそのほかいろいろ出てきたという中ででもやはりこのテーマを深掘りしていこうという、そういう結論だったんですか。

○国民生活センター そうですね、いわゆるこれ進める年度の前にそのテーマを決めるわけでございますけれども、申し上げますように、1名の職員プラス0.5名の非常勤とい

う中で、調査研究という国センのもとからの事業というのは火を消してはいけないということで続けてまいりました。ですから、いわゆる年度途中で調査研究を変えるということは現実的なことではございませんし、深掘りするだけの意義を感じておりましたので、深掘りしてまいりました。

○伊集院分科会長代理 わかりました。

○山本分科会長 ほかの委員からご質問等ございますか。

○大森委員 今回21年度はこの研究会は何回開かれたんですか。

○国民生活センター 5回でございます。

○山本分科会長 ほかはよろしいですか。

この調査研究の1名の方は専従ですか。ほかに仕事を抱えておられる。当然そうですね。

○国民生活センター そうですね。

○山本分科会長 そして、今回は3年計画の3年目というご説明がありまして、私も過去の経緯も調べてみたんですけども、結果として3年だと、そういうことですね。

○国民生活センター そうです、すみません、私の当日の説明が不十分でした。

○山本分科会長 はい、わかりました。

ほかに何かございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、恐縮ですけれども、また法人のほうにはご退室いただいて、さらに審議を進めたいと思います。

(国民生活センター説明者 退室)

○山本分科会長 いかがでしょうか。法人からのご説明を伺って、一応意見を既に伺った方もおられますが、説明を伺ってからという方もおられましたので、さらにご発言をお願いしたいと思います。

○伊集院分科会長代理 私は、今のご説明も伺って、自分で評価したAでいいと思います。

○山本分科会長 そうしましたら、なお発言のない委員、あるいは既にご発言いただいた委員でもさらにつけ加えることがありましたらよろしく願います。

○長岡委員 結果的に3年だったということですが、それぞれの年度でやった結果としてさらにここを研究したほうがいいということで、その結果、このテーマになったということですので、やはりA評価でいいかなと思います。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。

そうしましたら、大河内委員は先ほど微妙だったように思うんですが、いかがですか。

○大河内委員 多分これ、学者さんお二人にとっては研究ということに対する姿勢が私みたいな素人とは違うのかなと思うんですけども、私は、先ほど言ったように、このテーマでやることにすごく意味があると思ったので、Aでいいと思っています。

○山本分科会長 そうしましたら、一応3名の委員はAであるということで、多数意見に従うという方針ですので、一応分科会評価としてはA。なお、総合評価表などのところに、

テーマ選択のバランスについての意見も出されましたので、それを要望というような形で書き込むという扱いでいかがでしょうか。

これは専門的なことにかかわりますので、この調査が本当に3年もかけるほどの仕事量が……

○大河内委員 その辺はわかりません。

○山本分科会長 その辺は不明です。しかも、確かに今、予算が削られて職員が少ない。その事情はわかるのですが、満足のいく実施状況かという点、評価の対象としてテーマの設定についてはどうかというような疑問もあるわけですが、しかし、多数意見は、大事なテーマで、それなりに実施しているということですので、今回はA評価ということにならざるを得ないと思うんですが、よろしゅうございますか。

○大森委員 要するに、計画の立て方そのものに問題があったんですよ。だから、本当で言えば、3年かけてもいいですけども、当初この問題はどのような性質の問題で、今までどのくらいのことがわかっていて、したがって、どういうことを調べなきゃいけないかということをしきりと検討した上で計画を立てて実施に入るのであれば、もしかしたら2年で済んだかもしれない。ただ、ちょっと行き当たりばったりだったんですよ。研究会の報告書の中から、これまだ調べている問題だから、次やれと言われた。体制のほうも余り十分じゃないからということで、少し流された。つまり、計画に基づいて事業実施を達成していくという観点から見て、やはり少し問題があったんじゃないかと思うんですよ、今伺っていると。

○大河内委員 おっしゃるとおりです。そういう観点から見れば確かにそうです。

○大森委員 もうちょっと人がいたら達成していたね。結果としては、計画を立て、実施することに能力問題がちょっとクエスチョンがついたということになるんだね。やはり私としてはBだと思うんですけども、従います、会長の判断に。

○山本分科会長 私もBだと思いますけれども、多数意見はAでありますので、A評価とし、総合評価表のほうにそのことを多少強調して書き込むというようなことで、後でまたご審議をいただければと思います。

引き続き審議を進めてまいりたいと思います。

同じページでもう一カ所網かけになっているところがございます、これについては、Aの評価の委員が4名ですが、お一人の委員がクエスチョンマークをつけておられます。これは事業者名を含めた情報の公表という項目でございます。これについては、何かご発言あるいはご説明はございますでしょうか。

○大森委員 これは実際の事業者名が出ているかどうかということ、確かめたのかと思うんですけど。

○山本分科会長 これは宿題として出されましたので、各委員には……。

○大森委員 聞きましたよね。

○山本分科会長 はい。それから、本日配布された業務実績報告書は前回と全く同じもの

ですか。○課長補佐（調整担当） 同じです。

○山本分科会長 同じですか。来年からは公表された事業者名等も業務実績報告書に記載してもらおうということで。

○大森委員 それなら私はクエスチョンじゃなくていいです。Aで結構だと思います。

○山本分科会長 ほかに何かご発言はございますか。

特になければ、全員がAということですので、この項目については、指標、項目ともいずれも分科会評価Aというふうに確定させていただきたいと思います。

そういたしますと、このページは指標、項目とも、網かけの部分も含めてすべてAということになります。

さらに4ページ以降に進めてまいりたいと思いますが、4ページ、5ページに関しましては、評価理由のところ、基本的にはA評価としたことを説明するという意味でご意見をお書きいただいていますけれども、マイナス評価の内容はなく、すべての委員の評価がAとなっておりますので、4ページ、5ページにつきましては、分科会評価は、指標、項目ともすべてAということになるかと思いますが、この点ご確認させていただきたいと思います。続いて、6ページでございます。

6ページに関しまして、1カ所、情報公開請求に対して適切に対応しているかというところにつきまして、お一人の委員がクエスチョンマークをつけられております。その他の委員はAと評価されておられます。

クエスチョンマークをつけたのは、これも私なんです、これで適切に対応したと仮に評価した場合、先ほどもちょっと申しましたけれども、私たちの評価の理由を第三者に仮に聞かれたとして、ほとんど答える中身がないなと思いましたが、もう少し、機微に触れる部分は当然ありましようけれども、もう少しどういうふうに対応しておられるのか、数字だけではなくてご説明いただきたい。それを伺ってからというふうに考えました。

これは、昨年も実は同じ要望を出しております。これでは評価できないから、基本的なことはこういうふうにやっていますということをご説明いただきたいと、あるいはこちらの表のほうにはなかなかそういうことは書けないのであれば、業務実績報告書にせめてそのことを記載していただきたいということ、特に意見として私のほうからつけましたが、今年もそのところが看過されたのかと思いますが、一切対応がなく、業務実績報告書はもう少し本当は詳しいことを書いていただくべきなんですけれども、全く数字だけの記載になっている。そこでクエスチョンマークをつけさせていただきました。

これについては、私としては、法人のほうから口頭で、こういうふうな内容の開示請求があり、それについてはこのような考え方で対応しているというご説明をいただいた上で評価をさせていただければと思うんですが。

○大森委員 ちょっと質問。要するに、これの評価の仕方なんですけれども、法律に基づいて公開請求があったので、法に基づいて対応したんですよね、一つは。不服申し立て3件についても一定の手續に即して対応したんですよね。それ以外に何か、どういうやり方

があるのでしょうか。

○山本分科会長 どのような内容の開示請求がなされ、これについてどのような不開示事由があるか。不開示事由としては、例えば、場合によっては独立行政法人の情報公開法の何条ですとか、あるいはもう少し具体的に、このような支障が懸念されるとかという中身を伺いたい。機微に触れるので、それはこの場でも公開できないということがあるのかどうか分かりません。しかし、私たち当然その点、別に外に漏らすわけでもありませんし、議事録においては、場合によって配慮するということも含めて、中身を全然伺わないでAというふうにつけられないのではないかということなんですけど。

○大森委員 なるほど、わかりました。

○山本分科会長 では、事務局、また法人に入ってもらってください。

○課長補佐（調整担当） はい。

（国民生活センター説明者 入室）

○山本分科会長 どうもご苦労さまです。

ただいま、この分科会において、平成21年度の評価事業を実施しておりまして、この特別評価の情報公開に関しまして、法人のほうにさらに実情を伺ってから評価をしたいというご意見がありましてお入りいただきました。

情報公開請求に関しては適切に対応するという評価項目について、実績の項目で件数を挙げて適切に対応したという記載がございますけれども、私たちは第三者評価をするというのが仕事ですので、これでは中身の記載が全然ないので、評価するというのは難しいのではないかとということで、今年度はもう間に合いませんので、口頭でどのような開示請求がされ、それに対してどのような方針で、あるいはどのようなことがある場合は非開示にしたりとか、そういうことを概括的にならざるを得ないと思いますが、ご説明をいただけますでしょうか。

○国民生活センター ご指摘いただいた記述が不足していた点、大変申しわけなく思っております。

公開請求案件の中身について、平成21年度の件数をもとにして、どういう内容の請求があったかということ若干ご説明させていただきたいと思えます。

21年度、1,089件の請求があったわけですが、請求の内容、まず情報内容についての内訳でございますけれども、パイオ情報、相談情報ですね、これがほとんどでございます。1,085件、あとの4件は、それぞれの部門、総務部、経理部等の関連案件についての公開請求案件。結果、どういう公開の開示の仕方がされたのか。開示されたものが988、それから不開示となったものが100、取り下げ1ということでございます。

それから、請求者の属性でございますけれども、法人が997、個人が92ということでございます。

この公開請求、事業者名を絞り込んで請求するものと、それから、いわゆる一般的なキーワードとして請求するものがございまして、これで見えていきますと、事業者名について

の請求が1,029、キーワードが56ということでございます。

平成19年、20年、21年と全体の案件を見ますと、50件から100件くらいのペースでふえておりますが、今申し上げました内訳は、ほぼ同じような傾向をたどっております。内容的に言いますと、結論的にはパイオ情報の請求が圧倒的であるということでございます。

それから、不開示というケースがございますけれども、これは過半が、要するに情報の不在ということで不開示としたというものが多いということでございます。

情報内容を通した内訳というのは、ざっとこういう状況でございます。

○山本分科会長 情報不在以外の不開示のケースも少しあるわけですね。それはどういう理由で不開示とされているんですか。

○国民生活センター あのケースでございますね。

○国民生活センター 企業名、事業者名を固定した請求の場合は、それに事業社名を絞り込んだものとして情報の開示の対象とならないような請求があった場合は不開示ということに当然なるわけでございます。

○山本分科会長 異議申立3件というのは、それにかかわる事案ということですか、それとも、情報がそもそもない、これはさまざま。

○国民生活センター 申し立てがなされている事案につきましては、もっと出してほしいという、出てきてないじゃないかというようなことで申し立てがなされています。

○山本分科会長 わかりました。

○国民生活センター これは審査会の指示どおりの出し方でございますして、ご専門の先生方に恐縮ですが。

○山本分科会長 ほかの委員から、さらにご質問等ございますか。特にございませんでしょうか。

そういたしましたら、どうもありがとうございました。ご説明を踏まえてさらにこちらのほうで評価の作業を進めさせていただきたいと思っております。

(国民生活センター説明者 退室)

○山本分科会長 私がちょっとこだわっていたのですが、きちんとご報告をいただきまして、ちゃんとやっておられるということは、この分科会としては確認の手続きをしっかりと踏んだというふうに判断いたしますので、クエスチョンマークを消してA評価としたいと思っております。

ほかの委員の皆様は、特にご意見ございますでしょうか。

ございませんようでしたら、ここの網かけ部分は委員全員がA評価ということになりましたので、指標、項目ともA評価とさせていただきたいと思っております。

そういたしますと、これ以降のページ、6ページも含め7ページ、8ページ、9ページまででございますが、これにつきましては委員からの個別意見、ポジティブな形で評価をするという内容の意見が多いと思っておりますが、そういったものが記載されている部分も含め、分科会各委員の評価はすべてAでありますので、分科会としての評価は指標、項目ともす

べてAということになるかと思いますが、それによろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。

そういたしましたら、確認ですけれども、ほとんどAでありましたが、今年度につきましては、2ページ目の2つの網かけ部分、これがB評価になりました。それ以外は、網かけ部分も含めてすべてA評価ということになりました。これをもって今年度の項目別評価についての当分科会の結論とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

次に、平成21年度における業務実績の総合評価表につきましてご審議をいただきます。

お手元の資料2-2、総合評価表(案)には項目別評価表の評価理由欄を含めまして、各委員からご提出いただきました意見を踏まえて作成した案を記載してございます。各項目ごとに事務局から案を読んでいただきまして、その読み上げた内容について逐次ご審議、ご確認をいただきたいと思います。そして、別紙が本年度はつけられておりますので、別紙につきましても後ほどご審議をいただきたいと思います。

それでは、順次進めてまいりたいと思います。事務局のほうからよろしく願いいたします。

○課長補佐(調整担当) それでは、1. 業務運営の効率化に関する事項について読み上げさせていただきます。

1. 一般管理及び業務経費の執行に関して。

(1) 一般競争入札等の活用により経費の効率的な執行に努め、目標値(予算額)を超えた削減実績を達成した。

(2) これまでの業務の見直しや一般競争入札などの効率化を図ったことにより、管理費や経費の削減が目標値(予算額)を超える結果となったと認められる。今後は、国民生活センターの活動の周知や国民への情報提供の場として、「テレビ番組の提供」に代わる方策を充実させることが望まれる。

(3) 業務経費について、今後も費用対効果を踏まえ、経費の削減に努められたい。

2. 人件費に関して。

総人件費については、対平成17年度増減率は平成21年度においてすでに7.8%の削減となっており、総人件費の削減計画は着実に実施されるとともに、目標値(予算額)を超えた総人件費の削減実績を達成した。

3. 給与水準に関して。

毎年、国家公務員の給与水準との差を着実に縮減させてきており、本年も取り組みを実施し公表した。他方、地域・学齢勘案指数において、なお3.1%の差が残存している。東京・相模原の両事務所で同一の給与体系を採用しているという当法人の内部事情によってこの差異を正当化できるかについては疑問があり、地域を異にする事務所を有する他法人の取り組み事例を参酌するなどして、引き続き給与水準の適正化に努められたい。

4. 随意契約の見直しに関して。

(1) 随意契約の見直しを含め、契約の競争性・透明性の確保に着実に取り組んだと認められる。引き続き、入札・契約の一層の適正化に努められたい。

(2) 平成21年度における随意契約（企画競争・公募を除く）の割合は、契約件数で26%、契約金額で12%と、それぞれ減少しており、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施していると認められる。

(3) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、監事及び外部有識者で構成する「独立行政法人国民生活センター契約監視委員会」を設置し、8回の委員会を開催して契約の点検・見直しを実施し、適切に取り組んでいる。

5. 保有資産の有効活用に関して。

(1) 消費者への情報提供や行政機関との連携等において東京事務所が果たしている役割を踏まえ、同事務所の機能が十分に発揮できるよう、消費者行政の強化につながる移転先を確保するため、消費者庁及び地方公共団体、民間会社から情報収集等を行い、移転について検討を行っている。同事務所の機能が十分に発揮でき、消費者行政の強化につながる移転先の確保を平成25年度までに図られたい。

(2) 相模原事務所については、内閣府官民競争入札等監理委員会調整のうえ一般競争入札（総合評価方式）を実施し、平成21年度から3カ年の契約を締結し、有効活用を図っており、平成21年度における外部利用の延べ宿泊者数及び宿泊収入は、それぞれ前年度を上回った。

以上です。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

さて、このブロックにつきまして何かご意見ございますでしょうか。

特にご意見ございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、後でまた何かご指摘いただくことは構いませんけれども、とりあえずこのブロックについては、このような文章で総合評価をするということにつきご承認いただいたものとして先に進ませてもらいたいと思います。

では、次をよろしく申し上げます。

○課長補佐（調整担当） 1. P I O - N E T の刷新等。

完全オンライン化を実現したシステムを導入し、平成22年度からの運用開始に向けて旧システムからのデータ移行を実施した。平成21年6月に全自治体に向けて第2次の「P I O - N E T 追加配備要望調査」を実施し、第2次要望調査以降も消費生活センターからの要望に応え、計416箇所（第1次配備分271箇所、第2次配備分145箇所）への追加配備を行うなど、計画を適切に実施したと認められる。

2. 「早期警戒指標」の整備。

「急増指標」については、6月から消費者庁、警察庁、経済産業省、消費生活センターへ毎月提供すると共に、消費者行政フォーラムの「早期警戒指標コーナー」に掲載した。

また、「特商法指標」については、6月から消費者庁、警察庁、経済産業省及び地方公共団体の法執行部署に対し3ヶ月毎（計4回）に提供しており、計画を適切に実施したと認められる。

3. 「事故情報データベース」の整備。

平成21年12月に「事故情報データベース利用指針」を作成すると共に、関係機関向けデータベースの運用を開始し、計画を適切に実施したと認められる。消費者への情報提供等収集した情報の有効活用に努められたい。

4. 「消費者トラブルメール箱」の運用。

平成21年度の収集件数は、前年度に比べ35.1%減少したが、これは消費者トラブルの解決策やアドバイス、未然防止のための情報を国民生活センターのホームページ（「消費者トラブルメール箱」のコーナー）で50件提供したことによるものであり、計画を適切に実施したと認められる。

「事故情報データベース」の構築に併せた「消費者トラブルメール箱」の運用についての見直しについて、実績は「検討を行った」という内容にとどまっており、今後の取組みを期待したい。

5. 調査研究。

平成19年度・20年度に引き続き学童保育サービスに関する調査研究を行い、本年度は都道府県への調査を実施した。調査研究は、広汎で質的にも多様な消費者問題から、適切なバランスをとりつつ設定されるべきであり、特定テーマへの偏りにより、他の分野やテーマへの取り組みが手薄にならないように留意されたい。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ここのブロックにつきましてご意見ございましたら、よろしく願いいたします。

特にございませんでしょうか。

先ほど、この項目に関しましては、項目別評価表のところで幾つかご議論いただいた項目がございますが、そこでの議論を既に先取りしたような形でまとめられているかと思えます。

ただ、3. のところなんですけれども、ここは実はB評価をしたところなのですが、ここについては、私の意見では、「関係機関向けデータベースへの運用を開始した」としたほうがよろしいのではないかと。ここはB評価をしたところなので、一部はできなかった、関係機関向けデータベースの運用というか、連携までは確保した、年度内ということですから、そこは「開始した」と。あとは「情報提供等収集した情報の有効活用に努められたい。」これは22年度は実施済みということですが、21年度評価としてはおこなっているのでもやっってください、そういうふうに直したほうがよろしいかと思えます。

ほかはよろしいですか。

それでは、今の修文を加えて、その他はこの内容で承認されたものと扱わせていただき

ます。

では、次の項目をお願いします。

○課長補佐（調整担当） 1. 報道機関を通じた情報提供に関して。

（1）記者説明会を26回開催し、計64件の情報提供を行った。国民生活センターの中核業務である情報提供に積極的に取り組み、目標件数（50件）を上回る実績を達成したと認められる。

（2）調査分析及び商品テスト等の結果についての情報提供（63件）のうち、商品テスト結果や生命・身体に関わるものなど25件において事業者名を含む情報提供を行い、この面でも積極的に取り組んだと認められる。

2. ホームページ、出版物、テレビ番組等による情報提供に関して。

（1）ホームページについては、内容の充実を図るとともに、提供内容の分類の見直しにより、利用者の利便性を図った。

（2）消費者問題の専門誌「月刊国民生活」を毎月発行した。わかりやすく特集も時節を得たものであり、内容も読者の要望に応じている。

（3）メールマガジンの発行として、高齢者、障害者等への「見守り新鮮情報」を25回、「子どもサポート情報」を13回発行しており、順調な実施状況である。

（4）発行したメールマガジンの内容を紙媒体でも作成・配布し、更にホームページ上に掲載した。

3. 消費者庁の行う注意喚起への協力。

消費者庁から協力要請があった「未公開株」に関する注意喚起について、「見守り新鮮情報」に掲載したほか、メールマガジンによる配信を行った。

以上です。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

この項目についてはいかがでしょうか。特にご意見ございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、これは修正なしということで原案どおりとさせていただきます。

では次、よろしくをお願いします。

○課長補佐（調整担当） 1. 苦情相談に関して。

（1）職員及び消費生活相談員で構成する6分野の専門チームを設置し、弁護士等の専門家にヒアリングを行ったほか相談処理の方法に関する学習会を開催し、経由相談の移送、共同処理等、直接相談においてはあっせんの充実に取り組んだ。

（2）経由相談の件数は前年度に比べて減少しているが、受付センターから移送されたものが19件、共同処理等が605件と相談処理の面で充実を図った。助言、移送、共同処理等の実を挙げることを通じて、中核的機関に相応しい取り組みを行うことができたと認められる。

（3）センサー機能維持の観点に立って、直接相談を適切に実施したと認められる。今

後とも、中核的機関として、移送相談とセンサー機能維持との適切なバランスに配慮しつつ、相談業務に取り組むことを期待する。

(4) 平成22年1月12日の「消費者ホットライン」の開始にあわせ、国民生活センターにおける「土日祝日相談」を開始しており、計画を適切に実施したと認められる。

2. 個人情報の取扱いに関する苦情相談に関して。

個人情報の取扱いに関する消費者からの直接相談や消費生活センター等から寄せられる問合せ等に積極的に対応した。

以上です。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。

この項目につきましては、いかがでしょうか。

特にご意見ございませんようでしたら、ここは直しなしで承認ということとさせていただきます。

では、次をよろしく申し上げます。

○課長補佐（調整担当） ADR実施のための体制整備が進められ、新規事業の初年度の実績として満足の行く実施状況であると認める。今後も、紛争解決委員会が、法の精神を踏まえ、中立・公正な立場から紛争解決に取り組まれることを期待する。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。

「裁判外紛争解決手続の実施に関する事項」の総合評価についてはいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

じゃ、これはこのまま承認ということとさせていただきます。

では、次をよろしく申し上げます。

○課長補佐（調整担当） 1. 消費者庁に関して。

国民生活センターに寄せられた相談情報のうち、重大事故等や消費者事故等の疑いがあるものについて消費者庁へ情報提供した。消費者庁との情報共有会議を15回開催し、情報共有会議で出された意見や法解釈等を踏まえて報道発表資料を作成するとともに、消費者庁を通じて関係行政機関へ24件の情報提供を行っており、計画を適切に実施している。

2. 消費生活センターに関して。

「消費者行政フォーラム」の改善を行い、PIONEER運営に関する情報や、国民生活センター及び関係省庁からの連絡事項等を「消費者行政フォーラム」に掲載するとともに、「消費生活相談緊急情報」を毎月2回（計24回）配信した。また、「製品関連事故情報」を毎月（計12回）発行し、各地の消費生活センター等へ配布した。

3. 国の行政機関に関して。

平成21年度は、関係行政機関から寄せられた772件の情報提供依頼へ対応した。

4. 独立行政法人に関して。

製品評価技術基盤機構（NITE）、農林水産消費安全技術センター（FAMIC）及び国立健康・栄養研究所（NIHN）との間で、国民生活センターが保有する消費生活相

談情報と3法人が保有する製品事故情報、消費者情報等の共有化を図っている。また、商品テスト手法等に関する技術的な助言や知見を活用しているほか、研修へ講師を相互派遣するなど、連携・協力を行った。

なお今後は、連携・協力の効果について業務実績報告書に記述されたい。

5. 法令照会への対応に関して。

平成21年度に寄せられた法令に基づく照会は701件となり、前年度から235件増加しており順調な実施状況である。なお、業務実績報告書において照会に対する対応状況を記述されたい。

6. 情報公開に関して。

平成21年度は国民生活センターが保有する文書等に関する公開請求が1,089件、保有個人情報に関する公開請求が3件寄せられ、当該法に則ってその全てに適切に対応したと認められる。なお、業務実績報告書において、案件の概要や処理方針等、件数以外の事項についても記述されたい。

以上です。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまごらんになっていてお気づきと思いますが、誤植があります。具体的には消費者庁に関しての項目の1行目に「情報提供し」の後の「、」は取る。次の行の3分の2進んだところの「た。」取る。そこを修正させていただきます。

ほかの点につきましてご意見、ご質問ございますでしょうか。

○大森委員 一番下の情報公開に関してですけれども、「3件寄せられ、当該法に則って対応したと認められる。」でいいんじゃないでしょうかね。「その全てに適切に」ってわからない。だから、これは則って対応したことは確かでしょうから、そこまでという意見ですけど。「その全てに適切に」というのは削除すべきじゃないかという感じがしています。

○山本分科会長 その点についてご意見ございますか。

特にございませんようでしたら、そのような修正をすることとさせていただきます。

それから、この当該法というのは、これはもとの実績の文章だと、前のところに法律の名前があって当該法としている表現をそのまま引っ張ってきているということではありませんか。これは文章になっていないですね。関係法とか、関連法に則ってという表現のほうがよろしいかと思います。

ほかに、この項目につきましてご意見ございますか。

特にございませんようでしたら、若干技術的な修正、それから大森委員から、「その全てに適切に」は削除すべきであるというご意見があり、これは承認されましたので、そのような修正を加えた上、残りの点につきましては原案どおり承認ということとさせていただきます。

では、次をよろしく願いいたします。

○課長補佐（調整担当） 1. 地方公共団体職員・消費生活相談員向け研修への重点化に関して。

地方公共団体職員・消費生活相談員向け核種研修への重点化を図り、研修全体の94%を占めることとなった。22年度からの新しいP I O－N E Tシステムの運用開始に備え、研修内容の更なる充実を期待する。

2. 消費生活専門相談員資格認定制度に関して。

第1次試験は、目標である15箇所を上回る全国22箇所の会場で実施し、第1次試験の地方都市での開催割合は7割となった。その合格者に対し11月に第2次試験を実施し、消費生活専門相談員として354人を認定しており、計画を適切に実施している。

また、資格更新講座を全国で19講座実施した。

3. 消費者・企業向け研修への市場化テスト導入に関して。

官民競争入札を適切に実施した。

以上です。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。

下から3行目で、最後「、」が残っていますので、それは削除するという事で、その他の点につきましてご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○伊集院分科会長代理 「研修全体の94%を占める」というふうに書いてありますね。その下のところでは「7割」ということなんですけれども、割と%が一緒になっていると、これはどうでしょうか、気にならなければ気にならないんでしょうけれども、合わせる必要があるのか、その辺はどうなんでしょうか。7割を70%にする必要があるかどうか、どうなんでしょうか。7割のほうがわかりやすいですか。

○大森委員 いやいや、合わせるんだったら合わせたほうがいいと思いますけど。

○山本分科会長 そうですね、ほかの項目で、やはりパーセンテージを使っておりますので、例えば1ページでも出てきておりますし、全体の平仄を合わせるという意味では、ここは「70%となった。」というふうに修文させていただきます。

ほかにご意見ございますか。

特にございませんようでしたら、ご指摘いただいた点については修文を加えるということで、その他は原案どおり承認されたものとさせていただきます。

では、次の項目をお願いいたします。

○課長補佐（調整担当） 1. 生活実態に即した商品テストの実施。

97件のテストを実施し、その中から消費者被害の未然防止・拡大防止のために16件の情報提供を行うとともに、15件については、消費者には商品の購入や使用上の注意などのアドバイスを行うとともに、行政に対し規格・基準の見直しや法令違反のおそれのある表示等に関する改善の指導を要望した。

2. 商品テストの効率的な実施に関して。

定型的な43項目のテストは（財）日本食品分析センターなどに委託、また専門性が高い32項目のテストについては、財団法人化学技術戦略推進機構などに委託し、テスト業務の効率化・内容の充実に努めた。

3. 商品テスト実施機関の情報収集・提供に関して。

消費生活センターが平成20年度に実施した苦情処理テスト及び商品テストの実施状況に関する情報を収集し、2009年消費生活年報に掲載するとともに、消費生活センターに情報提供した。公的試験研究機関や公益法人、民間の試験研究機関、大学など261機関について、テストが可能な商品や試験内容、保有する設備・機器などに関する情報をホームページに掲載して情報提供した。

以上です。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

本項目につきましてご意見ございますでしょうか。特にご意見ございませんでしょうか。ございませんようでしたら、本項目の総合評価につきましては原案どおりとさせていただきます。

では、次の項目をお願いいたします。

○課長補佐（調整担当） 消費者庁設置関連法案の国会審議に際し、消費者トラブルの現状や国民生活センターによる情報提供の実績等に関する資料作成依頼等に適切に対応した。また、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」策定のために、消費者庁に設置された「地方消費者行政強化プラン策定本部」に参加しており、計画を適切に実施したと認められる。

○山本分科会長 次の項目も小さいので読んでいただけますか。

○課長補佐（調整担当） 経験豊富な消費生活相談員の巡回は、地方の相談体制強化の上で有効な活動であり、更なる助言や指導の実施を期待したい。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの2項目につきましてご意見ありましたら、よろしくをお願いいたします。

特にご意見ございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、この両項目は原案どおり決定とさせていただきます。

では、次の項目をお願いいたします。

○課長補佐（調整担当） 平成21年度予算の計画額と決算額の差額に関して。

（1）収入の「事業収入等」の実績額が計画額に比し73百万円増加しているのは、図書雑誌出版収入が購読者の増加により34百万円及び利子収入が39百万円、それぞれ増収となったためである。

（2）収入の「前年度からの繰越額」の実績額が586百万円発生しているのは、「地方支援事業」※を、平成21年度において執行した経費である。

※「地方支援事業」は、平成20年度補正予算において措置された消費者政策強化対策に係る経費で、関係機関と調整のうえ、平成21年度から3年程度、地方消費者行政活性化事

業を支援するとしている。

(3) 支出の「業務経費」の実績額が計画額に比し増加しているのは、地方支援事業に係る経費を586百万円執行したためである。また、既定分については、電子計算機のシステムの借料等削減やその他の経費の抑制を図ったことによるものである。

(4) 支出の「人件費」の実績額が計画額に比し84百万減少しているのは、特別手当の支給月数を減及び人事院勧告を踏まえ給与の減額改定を行ったためである。

支出、収入の決算額が計画額に比べ増加しているのは、地方支援事業を執行したことによるものであり、一般管理費（人件費除く）、業務経費（当初予算ベース）、人件費決算額（退職手当を除く）は、予算額より決算額を抑制している。短期借入金、剰余金は該当なし。

以上です。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

ここで今、(4)のところ、確認できますか。この表現は、どこかからとってきているわけですね。財務諸表とかですか。

○課長補佐（調整担当） 業務実績報告書の94ページです。その一番下の項目。

○山本分科会長 これはまずいですね、ちょっと。「減じ」ですね、「じ」が抜けている。「支給月数を減じ」とか「減少し」とか、そういう意味でしょうね、多分。

○大森委員 「減らし」とか。

○山本分科会長 「減らし」ですか。では、「減らし」にいたしましょうか。

ほかにご意見、ご指摘の点はございますか。

特にございませんようでしたら、ただいまの修文を加えて、原案どおり承認したものと取り扱わせていただきます。

では、次の項目をお願いいたします。

○課長補佐（調整担当） 消費者行政並びに国民生活センターに対する国民の期待の高度化に伴い、新たな課題への取り組みが広範囲に求められる中、国民から同時に求められている業務効率化・人員抑制の要請と、よく両立を図ったと認められる。

○山本分科会長 次の項目もついでですので、読み上げをお願いします。

○課長補佐（調整担当） P I O - N E Tシステムを効率的に運用するため、次期中期目標期間にわたって契約（平成26年度末までの約5年間の賃貸借契約）を締結したことは適切である。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。

この両項目につきましてご意見ありましたら、よろしくをお願いいたします。

○大森委員 人事に関する事項で、後でもう一カ所この表現が出てくるんですけども、「国民から同時に求められている業務効率化と」でしょうね、「と人員抑制の要請と、よく両立を図った」との「よく」というのは評価の言葉だと思うんですけども、僕の記憶明確じゃないんですが、「よく両立を図った」という、その「よく」の評価の言い方って

とったことありましたっけというのが疑問なんですけど。ここは単に、「求められている業務効率化と人員抑制の要請との両立を図ったと認められる。」でいいんじゃないでしょうかと思うんですけど。

○山本分科会長 これは委員の個別意見の表現をそのままとっているわけですがけれども、表現としてはやや昔風であって、総合評価の記述としてはもう少し変えたほうがよろしいかということですので、ただいまのご提案ですと、「、」と「よく」を削除するということですね。ありがとうございます。特にご異論がなければそのように修文するということとさせていただきます。

ほかにご意見はございますか。

そうしますと、これは同様の表現が……

○大森委員 総合評価、最後の。

○山本分科会長 はい。

○大森委員 21年度は効率化・合理化を進めながら、その業務をよく遂行した。

○山本分科会長 では、「よく」をそこも取るということですか。

○大森委員 ちょっと計画に即してとか、「よく」という表現はちょっと多分……そこ後で考えていきたい。

○山本分科会長 それは後ほど。

ただいま対象になっています2つの項目について、ほかにご意見はございますか。

特段ご意見がないようでしたら、先ほどのご提案の修文はした上で、その他は原案どおり承認したものとさせていただきます。

それでは、次の項目、そのページの一番下まで続けて読み上げをお願いいたします。

○課長補佐（調整担当） 会計検査院からの職員に対する給与の支給に当たり、食事手当等の現金の支給を廃止するなどするよう改善の処置を要求に対しては、21年1月以降これを支給しないこととする処置を講じており、適切に対応した。

消費者庁創設に伴う連携強化関連事務、事業仕分けなど行政刷新活動に伴う事務など本来業務に追加された業務量の増大に適切に対応した。

職員の資質向上と業務の効率化に死するため、国民生活センターの組織・運営等に係る研修及び個別業務に関連した研修を行ったところ、参加人数は延べ423名、研修の開催総件数は97件となった。今後も職員の資質向上を図るための創意工夫を期待したい。

来年度の事業実績報告においては、評価のために以下報告されたい。

1. 商品テストの消費者被害の未然防止・拡大防止のための情報提供について、その要望されたことの改善状況。

2. 事業者名を含む情報提供の実績。

3. 調査分析及び商品テスト等の結果に関する情報提供に関する新聞等への掲載実績。

以上です。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの4項目につきましてご意見をいただきたいと思います。

○大森委員 この業務運営の改善に関する事項ですけれども、ここの文章ですけれども、ちょっとごたごたしているので、「職員に対する給与の支給に関し」じゃないでしょうか。「会計検査院から、食事手当等の現金の支給を廃止するなど改善の処置を求められたが」じゃないでしょうか。「求められたが」か「ので」ですか、「21年1月以降これを支給しないこととする処置を講じた。」じゃないでしょうか。じゃないかと思うんですけれども。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

○大森委員 そういう趣旨でしょう、内容は。何か「からの」とずっと続いていて「改善の処置」までいっているような文章。

○山本分科会長 ほかにご意見はございますか。特にございませんでしょうか。

それでは、確認でございますが、業務運営の改善に関する事項に関しては、先ほどご指摘がありましたように、「職員に対する給与の支給に関し、食事手当等の現金の支給を廃止するなど会計検査院から改善措置を求められたのに応じ、21年1月以降これを支給しないこととする処置を講じた。」というふうに修文させていただきます。

それ以外の点につきましては、特にご意見ありませんでしたので、原案どおり承認させていただきます。

では、次の項目をよろしくお願ひします。

○課長補佐（調整担当） 1. 理事長は、多様化・複雑化する消費者問題に対して、的確に対応するため、役員会を召集・主宰し、重要事項について方針を取りまとめるとともに、中期計画の精力的な推進を図ったと認められる。また、業務の効率的・効果的な推進を図るため、経費の削減に努めるとともに、人材の適切な活用などの的確な業務運営にあたったと認められる。

2. 理事は、役員会において、国民生活センターの重要事項について、積極的に提案を行うなど、理事長を的確に補佐していると認められる。

3. 監事は、役員会に常時出席し、積極的に意見交換を行うとともに、監事監査計画により監査を行い、国民生活センターの業務運営状況について、的確に把握しているものと認められる。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの法人の長等の業務運営状況につきまして、総合評価の記述に関してこれでよいか、ご意見をいただきたいと思います。

特にご意見がないようであれば、これで原案どおり承認とさせていただきます。

では、次の項目、お願ひいたします。

○課長補佐（調整担当） 「平成21年度業務実績評価の具体的な取組について（政独委）」に係る「3 保有資産の監理・運用等」、「6 内部統制」については別紙1を参照。平成20年度業務実績に対する政独委二次評価における指摘事項については別紙2参照。

○山本分科会長 これは後ほどまた中身についてはご審議いただきますが、とりあえずこ

この総合評価表本体のほうの記載については、これでよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

では、総合評価本文の最後の項目について、読み上げをお願いいたします。

○課長補佐（調整担当） 消費者庁の設立に伴い、国民生活センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、国、地方公共団体及び関係機関等と緊密に連携しつつ、国民生活に関する情報ネットワークの中核的機関として、その業務について質の向上を図りつつ、効率的かつ効果的に実施していくことが求められるところ、21年度は効率化・合理化を進めながら、その業務をよく遂行したものと認められる。

業務運営の効率化については、一般管理費（人件費を除く）、業務経費、人件費の削減に努めている。

消費生活情報の収集・分析・提供については、P I O - N E Tの刷新等については、完全オンライン化を実現したシステムを導入し、平成22年度からの運用開始に向けて旧システムからのデータ移行を実施するなど計画を適切に実施した。「事故情報データバンク」の整備については、平成21年12月に「事故情報データバンク利用指針」を作成すると共に、関係機関向けデータベースの運用を開始した。「事故情報データバンク」に蓄積された情報の有効活用にも努められたい。

国民への情報提供については、報道機関等を通じた情報提供に、積極的に取り組み、記者説明会については目標件数を上回る実績を達成した。事業者名を含めた情報提供に適切に取り組み、消費者保護、被害の拡大防止に寄与した。

苦情相談の充実・強化については、助言、移送、共同処理等の実を挙げることを通じて、経由相談を適切に実施し、また、センサー機能維持の観点に立って、直接相談を適切に実施し、中核的機関に相応しい取り組みを行いえたことと認められる。さらに、土日祝日相談窓口の開設についても計画を適切に実施したと認められる。

裁判外紛争解決手続きの実施については、改正国民生活センター法による新規事業の初年度の実績として満足のいく実施状況と認める。今後も、紛争解決委員会が、法の精神を踏まえ、中立・公正な立場から紛争解決に取り組まれることを期待する。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

では、この総合評価につきましてご意見がありましたら承りたいと思います。

○大森委員 さっきのところですけども、一回「実施していくことが求められる」と切ったらどうでしょうか。ここで切って、「21年度は効率化・合理化を進めながら、この要請に応えるべく計画に即して業務を遂行したところと認められる」とか、そういうふうな言い方にならないでしょうかね。一回ここで切ったらどうでしょうね。「求められる」で、「求められている」で切って、21年度はそのまま。求められているわけだから、この要請にこたえているんですね、「応えるために計画に即した業務を遂行したものと認められる」ぐらいじゃないでしょうかね。

○山本分科会長 ほかにご意見はございますか。特にございませんでしょうか。

そうしましたら、最初の節については「求められる。」で切る。そして、「21年度は効率化・合理化を進めながら、この要請に応えるべく計画に即して業務を遂行したものと認められる。」という形で修文させていただきたいと思えます。

ほかに特になければ、その修文のみで、その他については原案どおりとさせていただきたいと思えます。

例年ですとこれで総合評価の作業はおしまいですけれども、本年は別紙が添付されています。そのうち、資料2-2の別紙1、これは前回分科会でご確認いただいたとおりでありまして、総合評価表の添付資料として分科会の評価意見をまとめるためのものであります。

昨年までは、こうした対応は、当時の内閣府国民生活局で行っておりまして、その際に特に政独委への回答について、分科会意見・評価を記入するというようなことはされておらなかったように理解しておりますが、今年はこれらについても、当分科会として評価・意見を述べるという方針で臨んでおりまして、前回もそのような形で作業を進行させたところであります。

ところで、資料2-2、別紙1の記載事項のうち、実物資産の項目につきましては、実は、民間からの借上宿舎も政独委からの調査対象に含まれているということがその後、事務局とのやりとりの中でわかりました。前回分科会で提出された表にはその部分が載っておりませんでしたので、今回はそれを追加で記入させていただきました。この点についても評価・意見等がございましたら、今回の分科会で取りまとめたいと思っております。

もっとも、東京事務所と相模原事務所、いずれも国民生活センターの業務を行う事務所ですが、これにつきましては、これまでも当分科会で何回も取り上げてまいりましたし、その内容も委員の皆様よくご認識と思えますのでよろしいのですけれども、この借上宿舎というのは性格がかなり異なりますし、また、これまで当分科会として取り上げたことはありませんので、評価・意見欄にどのように記述するか、ちょっと私も悩ましいというか、方向性が必ずしもわかっていないということもございます。しかし、こういう作業をする以上はその問題を取り上げないわけにいかないということで、ご審議をお願いする次第です。

それで、これにつきましては、やはり内容をある程度ご説明いただかないと、我々の対応は決まらないと思えますので、法人のほうから中身についてご説明を伺ってから審議をしたいと思えますが、そういう運びでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、法人のほうにお入りいただけますでしょうか。

(国民生活センター説明者 入室)

○山本分科会長 どうもご苦労さまです。

委員の皆様には繰り返しになりますが、法人のほうにもこの件につきまして最初に少しご説明したいと思います。今回、総務省のほうから消費者庁のほうに求められている報告につきまして、今回の私たちの作業の内容として、当分科会として評価・意見をつけると

いう作業を前回から行っております。そして、その間、調査対象である実物資産の内容として、借上宿舎も含まれているという話が出てまいりました。そこで、分科会としまして、そのことについて何か評価・意見を述べるということであれば、その中身について十分法人のほうからご説明を伺った上でなければならないであろうということでもあります。特に、国民生活センター分科会、並びに内閣府の独立行政法人評価委員会においても、従来このような問題について取り上げたことがありませんので、中身が十分わかっておりません。したがって、今回、資料のほうにある程度のことを追加で記入していただきましたけれども、さらに簡単にご説明いただいて、また委員の皆様から質問があるかもしれませんので、そうした質問にお答えをいただければと思います。

それでは、まず概括的なことについて、法人のほうからご説明をお願いいたします。

○国民生活センター それでは、規定をちょっと配ってください。

(資料配付)

○国民生活センター それでは、資料2-2の別紙1のところに、借上宿舎についてということで、「職員宿舎規則」の規定に基づき、職務に関連してセンターの業務の運営に必要と認められる職員、又は住宅事情により云々ということで貸与していると書いてありますけれども、それを運用しておりますのが、今お配りいたしました職員宿舎規則、それからこれの実際の運用をやるときに、そこに書いてあります職員宿舎規則の実施について、それから職員宿舎運営委員会について、この3つの規定に基づいて運用をしております。

それで、今、資料のほうで書きました規則、これは最初にお配りしているものですが、もちろん職員の宿舎ですから、その第1章、総則の目的、それから第2章の定義のところ、規則において、宿舎とは云々、「センターの職員及び主としてその収入によって生計を維持する者を居住させるため、職員に貸与する宿舎のことをいう。」という規定が書いてございまして、これについては、管理として管理責任者を置いて、総務部長がこれを充てる。それから宿舎運営委員会というのを開いて、別に定めるところに職宿運営委員会を設置する。この別に定めるところによりというのが、その3番目の職員宿舎運営委員会でございます。別に定めるは、ここに定められている。

それから、この委員会は、そこに書いてございますような構成メンバーですが、それで、ここで宿舎に入りたいという者について、こちらで委員会を開いて、理事長から意見を求められたときに委員会を招集して議事を整理するというので、その委員会の議決で宿舎管理責任者が、議決に関するもので可否同数のときは委員長の決するところによりますけれども、その宿舎の管理責任者、総務部長ですが、委員会に意見を述べるができるということで、そういう運営をしております。

それで、入居者の決定は、委員会からの意見を参酌して入居者を決定するというので、理事長が入居者を決定したときには、宿舎使用許可書を本人に交付しなければならないということになっております。

それから、基準ですが、理事長は、宿舎の選定及び費用の負担の基準を定めるも

のとするというので、これが職員宿舎規則の実施についてということ、必要な細目を定めております。

この中で、負担額についても、まず宿舎の入居の決定については、その対象となる人が1で決められておまして、それで宿舎の選定については、環境が悪くない場所であり、通勤距離が45キロメートル以内という範囲を決めまして、それから3で、センターが負担する費用について定めております。

それから、じゃ、どういう人たちを入れるのかということが第3章の入居資格ですけれども、ここが先ほどの資料、別紙に書いてありますものですが、11条で、「職員の職務に関連してセンターの業務の運営に必要と認められる者」、それから「住宅事情により勤務に支障をきたすおそれがあると認められる者とする」ということで、入居者は同居者とか手続とか管理義務とか禁止事項というのを規定で定めております。それから退去についても定めております。宿舎の明け渡しについても定めております。

実際には、私どものほうでは、本人から宿舎を借りたいという希望が出たものについて、それを先ほどの委員会、これは個別で出てきますので、持ち回りでやることもありますけれども、そういうことで委員会を開いて意見を聞いて、おおむね大体希望どおりで、受け入れております。

ご承知のように127人の組織ですから、我々が自前で宿舎を用意してやるというのは非常に非効率的ですから、本人が入りたいという希望者が出たときに民間の賃貸、あるいは昔でいう公団等に入りたいというときに、自分たちで見つけてきたところが妥当かどうかを判断して、こちらで先ほど決められた費用の限度額内において、それから距離的には先ほどの45キロ圏以内というところの範囲において妥当であると認められたものについて我々のほうで大家さんと法人契約を結んでその職員に宿舎として提供しているということになっています。

大体概要はそういうことです。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

委員の皆様からご質問等ございますか。

○大森委員 これ、平成15年からですから、この規則が。ということは、独法になったときですよね。それ以前からもやっていたんですか。

○国民生活センター この規則はその以前からございました。

○大森委員 独法になったときにも、従来の職員宿舎規則は変えなくていいという判断だったんですか、このまま。これ、一種既得権益になっている、職員にとっては、独法になった後も。

○国民生活センター 既得権益と言いますと？……

○大森委員 既得権益というか、私の素朴な疑問は、これはどうして必要なのか。住宅補助しているんでしょう、何やっているの。

○国民生活センター 住宅補助は、住宅手当というのはございます。

○大森委員 別にあるでしょう、それじゃないものでしょう、これはだって。

○国民生活センター ええ。これは、ご承知かもしれませんが、いわゆる国には公務員宿舎がございます。それから、いわゆる昔の特殊法人、事業団その他、いわゆる自分たちで宿舎を用意しまして、そこに対して一定の条件で住ませるということをやっておりました。ただ、私どものほうは、先ほど言いましたように、非常に組織的に小さいところでそういうものがなかったものですから、そういう制度をつくらうということで、特殊法人時代にそういうことがなされたんだというふうに私は理解しております。それが、特殊法人から独立行政法人になったときに、これはその運営委員会の規則にもございますけれども、これ組合を代表する職員なんかも入っていますけれども、そういうことで、この運営については労働組合とも協議しながらやってきておりましたので、独法に移行時に、それは基本的に特殊法人時代のものは継承するというようになっておりましたので、そういうこともあって職員の宿舎規則についても継承したものと私は理解しております。

○山本分科会長 ほかにございますか。

先ほどのお話は、基本的には自分が見つけてきて、それでそれを借り上げるというタイプと、それから、普通であれば、私なんかも国立大学法人に勤務していますけれども、なかなか今は厳しくて宿舎の割当はない、自分で民間借家を借りて、それで住宅手当を受給するという形になる。この2つのタイプがあるということですね。

その借り上げの数というのは、そうすると、ニーズに応じて変動するものですか。

○国民生活センター 若干変動しますけれども、現在は30人の職員が宿舎を借りております。

○山本分科会長 そうですか。そうすると、例えば、遠くにお住まいの方が淵野辺に、あなた、行きなさいと言われて、千葉なんかに住んでいて、東京の品川だったら何とか通えたけれども、淵野辺は厳しいという場合に、淵野辺で何か固定の宿舎を民間から借り上げる、そういうイメージではなくて、いろいろな地域にお住まいで、ご本人が見つけてこられて、それを住宅手当じゃなくて別の形で対応していると、そんなイメージなんですか。

○国民生活センター 結果的にはそういうふうになっています。もちろん先ほど言いましたように、45キロ以内ということがございますから、そこより離れたところ、例えば、自分が非常に気に入ったところがあるから、そこを借りたいという場合には、本人が自分で賃貸契約をして、住宅手当が給与規定の中にありますから、それを支給しているケースもございます。

それから、自分が見つけてきたところは法人契約ができないというところについては、この制度に則ってほしければ、法人契約ができるところを見つけてきてくださいということなんですけれども、それができないということであれば、本人が個人で契約をして住宅手当の支給を受ける対象になる。でも、大体の皆さんは、法人契約ができるところを見つけてきて、それで宿舎として借り上げてください、というのがこれまでの実態でございま

す。

○山本分科会長 例えば、幹部の方が多く傾向としてはこういう制度を使っておられるとか、そういうような傾向とかそういうものはないんですか。

○国民生活センター 基本的には若い方たちが多いですね。

○山本分科会長 そうですか。法人が淵野辺あたりにずっと長期で固定で借りておられて、例えば空き室が生じているとか、そういうことはないと理解してよろしいですね。

○国民生活センター 職員が自分で見つけたところを契約していますので、全くそういうことはございません。

○山本分科会長 はい、わかりました。

○大森委員 給与で住宅手当をもらっている人は、これはダブルことはないわけですね。

○国民生活センター それは絶対にありません。

○大森委員 実際にないんですね。

○国民生活センター 絶対ないです。

○大森委員 ということは、事情によるんだろけれども、住宅手当をもらう場合と、借り上げで入る場合とはそんなに個人の負担額というか所得額は変わらないものですか。どっちが有利になるんですか。

○国民生活センター どちらが有利かと言われますと、それは限度額まで目いっぱいいきますと、この借上宿舎のほうが有利です。自己負担がそういう意味でいけば。

○大森委員 どうしてそういう措置をやらなきゃいけないんですか。どうしてそういう優遇措置をやらなきゃいけないんですか。普通、自分の住む場所なんて、自分の責任で探すものですよ、どこだって、だれだって。特別養護老人ホームだって居住費は個人負担に変えたんですよ。なぜ、ちゃんとした給料をもらっている人たちが、特別にこうやらなきゃいけないんですか。

○国民生活センター 歴史的な経緯から言いますと、先ほどもご説明いたしましたように、大方、国家公務員なり、あるいは当時の特殊法人やら事業団等々がそういう宿舎を自前で用意しているところが非常に多くて、我々は自前で用意するだけの組織規模がなかったので、そういう制度が始まったんだというふうに、そういう経緯であっただろうと理解しておりますので、それを継続しているということでございます。

○山本分科会長 ほかの委員の皆様からご質問等ございますか。

○大河内委員 この職務に関連して必要と認められる、それから住宅事情とか、規定はあるんですけども、聞いていると、住宅手当でもらわれる方と職員宿舎で住まわれる方に特別な、この職務だからどうしても職員宿舎規定の中に入らないとまずいというようなことの区分けは今聞いているとないような気がするんですけど。

○国民生活センター きっかけは、やはりセンターに入所するときに、例えば地方の人がこっち来る、あるいは配属先によって、もちろん人によりますけれども、我々のところの職場は東京と相模原ですから、両方に通えるところで探される人が多いですから、そうい

うことがきっかけです。ただ、過去からの経緯がありますから、ずっと前から借上宿舎に住んでいらっしゃる方もいますし、それから、昔東京勤務だけだったとき、昭和55年以降に相模原も勤務先になりましたけれども、そのころにもう既に千葉とかあちらに家を買っていた人が相模原勤務になったときに、その時期だけ住民票を移して、そちらのほうに借上宿舎を借りてと、そういうケースもございます。ただ、今ご指摘がありましたように、職務によって、いわゆる住宅手当組とそうじゃない組というのは明確なものは、実態としてはないです。

ただ、やはり非常に職員の価値観とかいろいろありますから、どうしても遠くても気に入った住居に住みたいという場合は個人で契約する人もいますし、先ほど言いましたように、どうしても大家さんが法人契約はだめだと、あなたとしか契約しませんというケースの場合には、そういう形もあります。

○大河内委員 事情はわかったんですけども、もともとお国の機関だったので、その方たちはすごく緊急性の高い事情が起きたときに、職務にすぐつけるように、例えば、よく言いますね、業務が毎日きちっといかれるように、すぐに仕事につけるような場所に住んでいないとまずいんじゃないかみたいな、そういうことのイメージがあるものですから、何となくそれとは別なんだなというふうには思いますけれども。事情はよくわかりました。

○山本分科会長 よろしいですか。じゃ、ほかの委員の方、特に何かご質問等がございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

そうしましたら、どうも急な私どもの要望にご対応いただきまして、ありがとうございました。

(国民生活センター説明者 退室)

○山本分科会長 それでは、ただいまのご説明を踏まえまして、資料2-2の別紙1の記述につきましてお諮りいたします。

全体として、委員の皆様からも総括的なご意見を幾つかいただいたようであります。また、個別の意見もいただいた部分もありまして、そうしたものを踏まえて評価・意見欄に記入し、原案を作成しております。

かなりは「左記のとおりで対応されている」ということで、委員の皆様の見解もそうでありましたので、ほとんどはそういう記述になっております。

若干残る問題が、今法人からご説明を受けた借上宿舎の問題です。ここについてはどう書いたらよいか。

それから、4ページであります。前回も若干の意見が出ましたが、内部統制の中のコンプライアンスの関係で、情報セキュリティ関係のものも含め、規程などの整備はどうなっているかということで、これは法人のほうから規程類について委員の皆様はそのデータが提供されたかと思っておりますので、規程は整備されている。「その確実な実行を期待する。」という記述でどうかという案になっております。

そのほかは、「左記のとおり適切に対応されている。」となっております。

あとは、借上宿舎について、どういうふうに書いたらよろしいだろうかということなんですが、いかがでしょうか。

まず、借上宿舎はいかがでしょうか。「左記のとおり適切に対応されている。」ということでもよろしいでしょうか。

○大森委員 いや、そうは思えない。もし書くとすると、やっぱり独法になったときに、前からそのままの形で継承したんだと思うんですね。これ多分組合事項だと思うんですね、労使交渉事項だったんじゃないかと思うんですよ、当時強かったから、そのまま継承されているわけで、今の実態は、何か変だと思うんですよね、そのままこういう形で持ち越されていて、規則上の要請にこたえるわけじゃなくて、申し出でニーズに応じてやってあげているわけでしょう。だから、一律給与でちゃんと住宅補助なら住宅手当があるんだから、それ以上のことをやるべきじゃないんじゃないかと。だから、もし何かコメントに書くならば、そのまま、独法になった後もこういうやり方を継承しているけれども、これが本当に適切であるかどうか一度見直しすべきではないかぐらいのことはいかがかなと思うんですけど。

執行機関、理事長等がこういう制度についてどう考えているかということもわからないんですよね。だから、事を動かしたくなければ、このまま平穏無事にこのとおりやっていきたいと思っているのか、やはりどこかで見直さざるを得ないんじゃないかと思っているのかもわからない。

○山本分科会長 事務局に伺いますが、今回こういう調査項目を政独委がこちらに、こちらというか、基本的に名宛人は消費者庁の地方協力課だと思いますけれども、出されてきた背景は、整理・合理化計画があるわけですね。その見直しというところで、民間の借り上げ住宅も視野に入っているという並びできているということですよ。そういう理解でよろしいですね。

○課長補佐（調整担当） はい、そのとおりだと思います。

○山本分科会長 ですから、恐らく他の独法も相当広汎にこのような制度を有している。それから、国立大学法人も有している。全体的な整理・合理化計画の中で一定の判断が今後なされていくだろうと思います。

今回、評価、意見を述べるに当たり、どの程度まで当分科会として具体の意見を述べていくか。これは基本的に評価委員会の意見として出ていくことになります。今、大森先生がおっしゃったような、見直しをすべき、あるいは見直しを検討するというような文言にするか。一番手っとり早いのは、ここで表現を提案していただいて、それでまとめるとよいのですが、全体の計画の進捗も踏まえ、適切な見直しを検討すべきである、そんな感じではいかがでしょうか。

ほかの独法も今全部実物資産の調査がかかっているわけですね。これが国全体としてどういう考え方で整理されることになるのか、そこが決まる前に意見を求められても、品川

事務所と相模原事務所の問題なら、我々もある程度今までの経緯があるから意見が述べられますが、借上宿舎の問題については、それ以上の具体的なことはちょっと申し上げられないのではないのでしょうか。次年度以降、政府全体として取り組みも踏まえ、また今、大森先生がおっしゃったように、理事長、理事の皆さんはどのように考えているのかのご意見も今後伺う中で、必要であれば対応していくということを前提として、文言としては今申し上げたような文言を、事務局と私のほうで検討させていただいて、また委員の皆様へ送付して、最終的にオーソライズいただくという段取りでよろしいですか。

では、そのようにさせていただきます。

○長岡委員 1点確認させていただいていいですか。

○山本分科会長 どうぞ。

○長岡委員 規則なんですけれども、平成15年10月ということで実績のところ記載があるんですけども、最終改正は、宿舎規則のほうは平成20年にありますし、その実施についてのほうは最終改正が平成21年ということなんですけれども、この最終改正のものに則ったものを書かなくてよろしいのでしょうか。というのは、3ページのところに、借上宿舎についてということで金額が載っているんですけども、センターの負担の金額が載っているんですが、平成21年3月の改正で出ているものと違っているのです。

○山本分科会長 そうですね。センターのほうの補助額がふえているわけですね。

○長岡委員 そうですね、改正のときにふえたのかなという気がするんですが。

○山本分科会長 これは消費者庁としてもこたえなきゃいけないわけですね。そのときに昔の数字出しちゃまずいから、そこはまた調べていただいて、最終的に我々が出す添付資料についても正確な数字を記入してください。

○課長補佐（調整担当） わかりました。

○山本分科会長 それでは、借上宿舎については以上のような方針にしたがい、引き続き委員の皆様へいろいろ確認の作業をお願いすることになると思いますが、よろしくご対応をお願いいたします。

その他、先ほどのコンプライアンス関係も含め、資料2-2の別紙1につきましては、このような記述でよろしゅうございますでしょうか。

それでは、きょうお取り決めいただいた方針に従って、借上宿舎の記述についてはさらに検討する、その他につきましては原案どおり承認されたものとして取り扱わせていただきます。

続きまして、資料2-2の別紙2でございます。

これにつきましても、当分科会の評価・意見等といたしましては、ほとんどの項目が「左記の通り適切に対応されている。」ということで記述がされております。一部、別紙2の3ページのところですが、これは前回もご説明いただきましたし、また、今年の春ででしょうか、当分科会においても法人のほうから説明があったところでもありますけれども、手当の区分が少し国家公務員と違っているところがあって、これも総務省のほうか

ら指摘事項として示されているわけなんですけれども、これについては委員の皆様の意見もそうでしたし、区別の考え方が違うけれども、それで特にセンターが有利になっているということではないというふうに理解しましたので、3ページの下の2つの箱でありますけれども、不適切とはいえないという意見を書かせていただいております。

それから、4ページのところで、法定外福利費ということで、永年勤続表彰制度であるとか、あるいは慶弔見舞金であるとか、そういったものについて法人自体が予算から補助しているということについて、これは多くの法人が支出を行っていない、または支出を廃止するよう見直しを行っている状況を踏まえ、その適切性を評価結果において明らかにすべきであるという指摘がされております。これについては、時代の流れがそうなのであれば、法人が出すというのではなくて、互助組織という形でされたらよろしいのではないかという意見でまとめさせていただいております。

さて、この別紙2につきまして、何かご意見がありましたら承りたいと思います。

○大森委員 互助組織によるというのは、法人から互助組織が補助を受けないという意味ですね。法人支出は廃止するという事は、互助組織の運営にゆだねるということは、互助組織に対して法人が補助金を出さないということ、そういう趣旨。

○山本分科会長 そういうことですね。もちろん現在も法人が直接会計上支出項目に上げているというのは、互助組織への補助という形であり、実際は互助組織が対応している。今回廃止するという事意味は、互助組織への補助をしない、あとはみんなカンパしてやったらどうですかということです。

よろしいでしょうか。特にご意見がなければ、それでは別紙2の記述につきましては、原案どおり承認されたものとさせていただきます。

本日は、例年に比べますと作業が大変多くなったために時間を大幅に延長してご審議をいただけてまいりましたが、これで総合評価につきましても、幾つかの修文等がありましたが、全体としては皆様のご決定をいただいたと思います。

最後に、今後の予定につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

○課長補佐（調整担当） 資料3に今後の大まかな予定が書いてございます。

分科会の予定といたしましては、秋ごろに役員退職金に係る業績勘案率をご審議いただく予定となっております。よろしくをお願いいたします。

○山本分科会長 それでは、以上で本日予定された議題はすべて終了いたしました。

長時間にわたりご審議いただきまして御礼申し上げます。

どうもご苦労さまでした。

午後4時57分 閉会